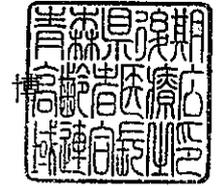


青森県後期高齢者医療広域連合告示第16号

別紙のとおり、青森県後期高齢者医療広域連合の規約が変更されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の4第3項の規定により公表する。

平成24年10月19日

青森県後期高齢者医療広域連合長 鹿 内



青森県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

青森県後期高齢者医療広域連合規約（平成十九年青森県指令第百五十九号）の一部を次のように改正する。
別表第二備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規約は、関係市町村の協議が整った日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成二十五年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成二十四年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。